資料6

被判定空家等一覧表（平成29年7月7日:第5回長浜市空家等対策推進会議資料）

※会議終了後審査結果を記入しています。

	基礎又は土台等に不同沈下がある。	20分の1超の柱の傾斜が認められる。	基礎が破損又は変形している。（50）	土台が腐朽又は破損している。（50）	基礎と土台にずれが発生している。（25）	柱、はり、筋かいが腐朽、破損又は変形している。（50）	柱とはりにずれが発生している。（25）	屋根ふき材が剥落している。（25）	軒の裏板、たる木等が腐朽している。（25）	軒がたれ下がっている。（25）	雨樋がたれ下がっている。	壁体を貫通する穴が生じている。	外壁の仕上材料が剥落、腐朽又は破損し、下地が露出している。	外壁のモルタルやタイル等の外装材に浮きが生じている。	看板の仕上材料が剥落している。（10）	看板、給油設備、屋上水槽等が転倒している。（10）	看板、給油設備、屋上水槽等が破損又は脱落している。（10）	看板、給油設備、屋上水槽等の支持部分が腐食している。（50）	屋外階段、バルコニーが腐食、破損又は脱落している。（10）	屋外階段、バルコニーが傾斜している。（50）	門、塀にひび割れ、破損が生じている。（10）	門、塀が傾斜している。（20）	擁壁表面に水がしみ出し、流出している。（20）	水抜き穴の詰まりが生じている。（20）	ひび割れが発生している。（30）	建築位置	隣接家屋が1軒ある。	隣接家屋が2軒以上ある。	小学校の通学路になっている。	中学校の通学路になっている。	被判定空家等から半径100メートル以内に公共施設がある。	被判定空家等から半径300メートル以内に公共施設がある。	合計点数	結果
最大点数	100	100	50（ただし、著しく崩壊の危険のあるものについては最大点数に+50）					25（ただし、著しいものについては最大点数に+25）	25		10	25	15	10	100（ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50）				100（ただし、著しく脱落の危険のあるものについては+50）		20	30			5	1	3	3	3	3	1		
1	0	0	0					0	25		0	0	15	10	0				0		0	0			5	0	3	3	3	3	0	67	非
2	0	0	0					25	25		10	0	15	10	0				0		0	0			5	0	3	3	3	3	0	102	特
3	0	0	50					50	25		0	0	15	0	0				0		0	0			5	0	3	3	3	0	1	155	特
4	0	0	0					0	25		10	0	0	0	0				0		0	0			5	0	0	3	3	3	0	49	非
5	0	0	0					0	0		0	25	15	10	0				0		0	0			5	1	0	0	0	3	0	59	非
6	0	0	50					25	25		10	25	15	10	0				0		0	0			5	1	0	0	0	0	1	167	特
7	0	0	0					25	25		0	0	15	0	0				0		0	0			5	0	0	0	0	0	1	71	非
8	0	0	100					50	25		10	25	15	10	0				0		20	0			1	0	0	3	3	0	1	263	特
9	0	100	50					50	25		10	25	15	10	0				0		0	0			5	0	3	0	0	3	0	296	特
10	0	0	0					25	25		10	0	0	0	0				0		0	0			3	0	0	3	0	0	0	66	非
11	0	100	50					25	25		0	25	15	10	0				0		0	0			5	1	0	3	0	0	0	259	特
12	0	0	0					0	25		0	0	15	10	0				0		0	0			5	0	3	3	3	3	0	67	非
13	0	0	50					25	25		10	25	15	10	0				0		0	0			5	0	3	3	3	3	0	177	特
14	0	0	50					25	25		10	0	15	10	0				0		0	0			5	0	3	3	3	3	0	152	特
15	0	0	0					25	25		10	25	15	10	0				0		10	0			5	1	0	3	3	3	0	135	特
16	0	0	0					25	25		10	0	0	0	0				0		0	0			5	0	0	3	3	3	0	74	非

特：特定空家等に認定
非：特定空家等非該当